第２次 嵐山町都市計画マスタープランを策定しました

～目指すべき将来都市像を実現する基本的な方針～

■計画の位置づけ　本計画は、第６次嵐山町総合振興計画及び東松山都市計画区域マスタープランに即し、分野別計画と連携・整合を図っています。また、本計画は嵐山町議会基本条例により議決事項に位置づけられており、本年６月議会にて議決されました。

■計画の期間　本計画の期間は、令和３年度を初年度とし、令和22年度までの20年間とします。

※社会情勢の変化や嵐山町総合振興等の変更により、まちづくりの方向性に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて適宜見直しを行います。

■基本課題　「ひと」、「くらし」、「かつよう」の３つの視点で基本課題を定めました。

社会情勢の変化　**嵐山町の特色**　**嵐山町の社会的構造**

基本課題１〔ひと〕まちの基礎である人口の減少
◆年少人口及び生産年齢人口の減少　◆地域の担い手やボランティアの減少
◆高齢夫婦・高齢単身世帯の増加　など

基本課題２〔くらし〕まちの持つ魅力の低下
◆駅周辺の魅力的空間や生活サービス施設の減少　◆空き家・空き店舗・空き地の増加
◆移動サービスの低下　◆ライフスタイルの変化への対応　など

基本課題３〔かつよう〕土地・建物や地域資源の未利用・未活用
◆地域特性のある土地利用の未活用　◆嵐山小川IC周辺・国県道沿道の土地の低利用
◆観光資源の低活用　◆山林・農地等の維持管理不足　など

将来都市像　自然（しぜん）と萌（も）える路（みち）に　暮（く）らしが交（まじ）わるまち

本町は自然や歴史のみならず交通網も豊かです。この恵まれた「路（みち）」としての立地を活かすことで自然と歴史が暮らしの中で交わり、さらに向上できるまちです。町民をはじめとした様々な人々が「自ら主体」となり、地域資源を活かす土地利用やひとが活躍できる持続可能なまちづくりを目指すため、将来都市像を定めました。

基本目標１〔育つ〕人材を育むまちづくり
「自らのまち」という自覚を持つ人材を育むとともに、個々の能力を最大限に発揮でき、人々の交流をもたらすまちづくりを目指します。

基本目標２〔集まる〕ひとに選ばれ集まるまちづくり
緑豊かな自然環境や安全で安心して暮らせる町として移住の促進を図り、多くの人々が集まるまちづくりを目指します。

基本目標３〔継ぐ〕誘導し継承するまちづくり
良好な景観を踏まえた秩序ある土地利用の促進を図り、持続的で発展的なまちづくりを目指します。

分野別構想

分野別構想は、「土地利用」「道路・交通体系」「居住環境」「水と緑の環境」「まちなみ・景観」の各分野について、基本的な考え方を示し、基本方針を定めました。以下に各分野の基本的な考え方を抜粋して掲載します。

■土　地　利　用　人口が減少している状況で新たな土地利用が行われにくくなっていることを踏まえ、民間活動を誘導するバランスの取れた土地利用を図ります。

■道路・交通体系　主要な道路ネットワークを維持しつつ、社会に適応した持続的な移動サービスの構築を図ります。

■居　住　環　境　自然と調和する低層低密度を基本とし、それぞれの地域特性や課題に応じた居住環境の形成・維持を図ります。

■水と緑の環境　貴重な地域資源を次世代に継承しつつ、地域の活性化に寄与できる環境整備を図ります。

■まちなみ・景観　豊かな自然や史跡等、長年にわたって引き継がれてきた地域資源を次世代に継承するため、保全に努めつつ地域の活性化を図ります。

地域別構想

北部地域

〔対象行政区〕
古里1.2区、吉田1.2区、越畑1.2区、勝田、広野1.2区、杉山、太郎丸

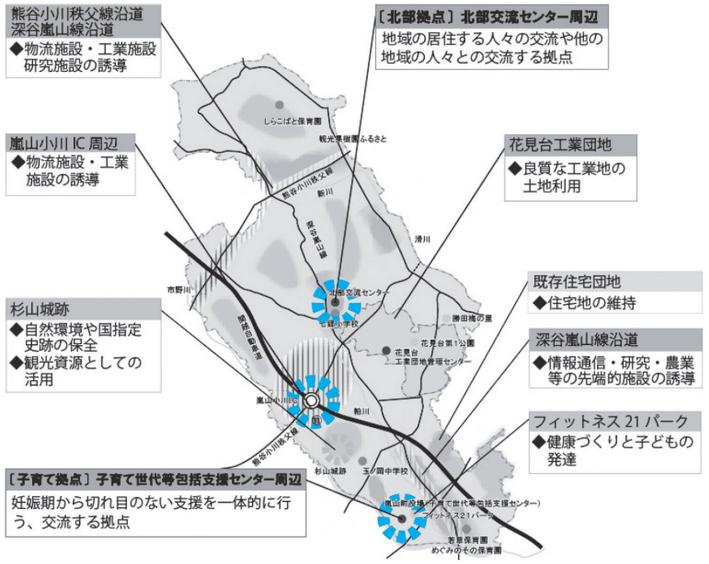

中部地域

〔対象行政区〕
菅谷１～９区、川島１～３区、志賀1.2区、むさし台、平沢1.2区、千手堂２区

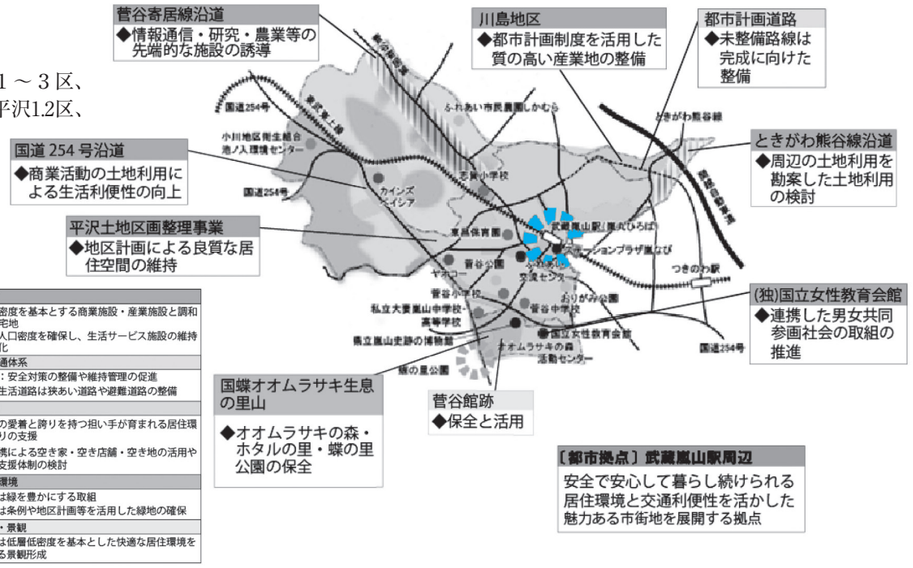

南部地域

〔対象行政区〕
遠山、千手堂１区、鎌形、大蔵、根岸、将軍沢

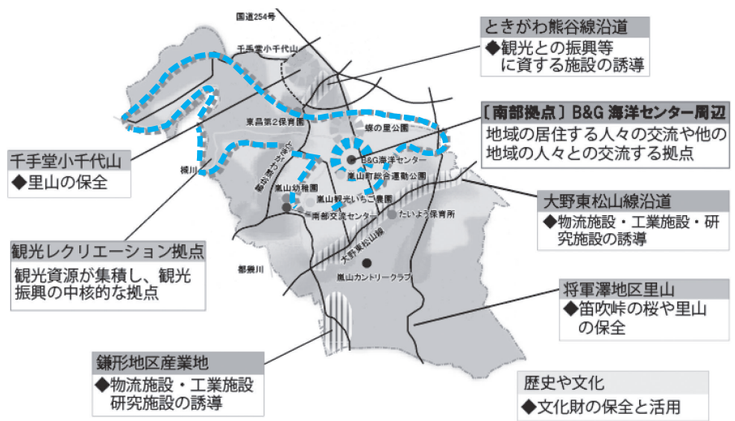

問合せ　まちづくり整備課　☎６２－０７２１

詳細は町ホームページをご覧ください。